

## 茨城県生活環境の保全等に関する条例に規定する振動特定施設

1	<p>金属加工機械</p> <p>ア. 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>イ. 機械プレス(呼び加圧能力が294 キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>ウ. 鍛造機</p> <p>エ. 動力切断機</p>
2	<p>土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5 キロワット以上のものに限る。)</p>
3	<p>建設用資材製造機械</p> <p>コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き, 混練機の混練容量が0.45 立方メートル以上のものに限る。)</p>
4	<p>木材加工機械</p> <p>イ. ドラムバーカー</p> <p>ロ. チッパー(原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。)</p>
5	<p>鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)</p>
6	<p>建設又は建築の現場工事に用いるもの(同一の場所において引き続き30 日以上作業する場合に限る。)</p> <p>ア. くい打機(動力を用いるものに限る。)</p> <p>イ. さく岩機</p>